

働きやすいまち西宮のニュースレター

労政にしのみや

2023
vol.178



P2 「両立支援のひろば」を活用しましょう!

P3 令和5年度 安全衛生表彰式

P3 受動喫煙防止対策助成金

P4 賃金のデジタル払いが可能になります!

P4 月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率を50%に引き上げ

P5 危険有害な作業を行う事業者の
保護措置が義務化

P5 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
「こころの耳」

P6-7 女性活躍推進に、
企業のメリットはあるのか

P8 ・外国人雇用 HYOGO サポートデスク
・障害者の法定雇用率引上げと
支援策の強化について
・司書のオススメ

窓口ご利用時のお願い

労働相談や就労支援の窓口にお越しの際には、感染対策にご協力いただきますとともに、風邪のような症状があったり、体調がすぐれない場合の来館はお控えいただきますようお願いいたします。



登録企業10万社以上!

仕事と家庭の両立の取組みを支援する情報サイト

「両立支援のひろば」を活用しましょう!

「両立支援のひろば」は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表や育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表、仕事と家庭の両立に取り組む企業や働く人をサポートする情報を掲載するサイトです。

公表する(企業向け)

- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表
- プラチナくるみん認定企業の自世代育成支援対策の実施状況の公表
- くるみん認定基準における育児休業取得率等の公表
- 育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表

検索する(企業・働く人・求職者向け)

- 企業の行動計画を参考にしたい。
- 仕事と育児、仕事と介護の両立の取組内容を知りたい。
- 「くるみん」「プラチナくるみん」などの認定企業を検索したい。
- 育児休業取得率の高い企業を探したい。

疑問解決 両立支援に取り組む企業の事例

- 企業の好事例について、きっかけや経緯も含めて詳しく知りたい。

お役立ち情報(Q&A集)

- | | | |
|-------|---|-------------------|
| 事業主の方 | } | ●育児・介護休業法の疑問 |
| | | ●くるみんマークの取得 |
| | | ●両立支援に関する助成金 等 |
| 働く方々 | } | ●育児をしながら働くための制度 |
| | | ●介護をしながら働くための制度 等 |



両立支援のひろば(厚生労働省)
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の公表

常時雇用する従業員が101人以上の企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出るとともに、一般への公表、労働者への周知が義務付けられています。(100人以下の企業は努力義務)

育児・介護休業法に基づく 育児休業取得状況の公表

2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は、育児休業等の取得状況をインターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で年1回公表することが義務付けられています。

公表内容は、男性の「育児休暇等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。

令和5年度 安全衛生表彰式

5月31日(水)、西宮神社会館にて実施された西宮労働基準協会定時総会において、「令和5年度安全衛生表彰式」が行われました。この表彰は安全衛生管理水準の高い事業場や地域・企業の安全衛生水準の向上に貢献した個人を表彰することにより、安全意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために行われています。



西宮市長表彰 敬称略

安全衛生優良賞：トヨタL&F兵庫株式会社

安全衛生努力賞：倉敷運輸株式会社関西支店

安全衛生功績賞：馬場 初美 (阪神友愛食品株式会社・総務生活支援課課長)

小倉 直樹 (辰馬本家酒造株式会社・西宮労働基準協会講師)

柴田 和孝 (株式会社きんでん人材開発部・西宮労働基準協会講師)

川岸 直子 (ふたば社会保険労務士法人・

西宮労働基準協会労働保険事務組合社会保険労務士)

受動喫煙防止対策助成金

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

職場における受動喫煙防止対策について (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen



受動喫煙防止対策の技術的な相談

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言・相談を行っています。利用はすべて無料です。ぜひ、ご利用ください。

相談支援・周知啓発業務

- 1 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います(必要に応じて実地指導も実施)。
- 2 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- 3 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- 4 助成金の対象企業に限らず、すべての職場の方がご利用いただけます。

相談ダイヤル 050-3537-0777

ホームページ <https://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

事業委託先 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会



賃金のデジタル払いが可能になります!

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や、送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者*の口座への賃金支払い(いわゆる賃金のデジタル払い)も認められることとなります。

*厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。

事前の協定締結が必須です

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。

●受け取り額は適切に設定を

指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払いなどに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日あたりの払出上限額以下の額とする必要があります。

●口座の上限額は100万円以下です

●口座残高の現金化も可能です

(以上は抜粋となります。詳しくは次をご覧ください。)

資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyou/03_00028.html



月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げ

2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに**50%**

※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間を 超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増

賃金を支払わなければなりません。

月60時間を超える時間外労働を深夜(22時から5時)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。



月60時間を超える
法定時間外労働を行う

た労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要となる場合があります。生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する「働き方改革推進支援助成金」等もあります。

中小企業の事業主の皆さまへ(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>



危険有害な作業を行う事業者の保護措置が義務化

労働安全衛生法に基づく省令改正で、2023年4月1日から 危険有害な作業を行う事業者は作業を請け負わせる一人親方等、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して一定の保護措置が義務付けられます。

●一人親方等に対する措置の義務化

- ・事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと
- ・特定の作業方法を周知すること
- ・保護具を使用する必要がある旨を周知すること

●労働者以外の者に対する措置の義務化

- ・保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- ・危険な場所への立入禁止や特定の場所での喫煙・飲食禁止とすること
- ・事故等が発生した場合、退避させること
- ・化学物質の有害性等を見やすい箇所に掲示すること

(以上は抜粋となります。詳しくは次をご覧ください。)

事業者・一人親方の皆さまへ (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000930498.pdf>



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

「こころの耳」は、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

こころの耳では、サイトを利用される方に合わせて「働く方」「ご家族の方」「事業者の方」「部下を持つ方」「支援する方」の5つに情報を分類しています。



こころの耳 (厚生労働省)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



主な相談窓口一覧

<p>ハローワーク しごとサポートウェブにしきた</p> <p>ハローワークにのみやのサテライト施設です。求人検索端末を設置。就職支援ナビゲーターが、応募書類の書き方や職業相談、仕事の紹介など就職をサポートします。</p> <p>予約日時:月～金 9:30～16:00 ※予約優先制 ☎0798-68-1021</p> <p>プレラにのみや4階 (西宮市高松町4番8号)</p> 	<p>若者 西宮若者サポートステーション</p> <p>「自分に合った仕事を探したい」、「働いても長続きしない」などの悩みをもつ、15歳～49歳の方を対象に、キャリアコンサルタントや臨床心理士の資格を持つスタッフが就職をサポートします。</p> <p>相談日時:月～金・第2土 9:30～18:00 ☎0798-31-5951</p> <p>勤労会館1階 (西宮市松原町2番37号)</p> 	<p>生活困窮者 ソーシャルスポット西宮よりそい</p> <p>くらしや仕事その他経済的な困りごとを抱えている方に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成。他の専門機関とも連携して、解決に向けた支援を行います。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:00 ☎0798-31-0199</p> <p>西宮市役所南館1階 (西宮市六湛寺町10番3号)</p> 
<p>障害のある人 障害者就労生活支援センター「アイビー」</p> <p>障害のある人などを対象に、就労の相談、就職後に職場で働きやすい環境を整えるなど、安心して働くことができるようサポート。企業が障害のある人を雇用する際の相談にも対応します。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:30 ☎0798-22-2725</p> <p>総合福祉センター2階 (西宮市染殿町8番17号) FAX:0798-22-2724</p> 	<p>兵庫労働局 西宮総合労働相談コーナー</p> <p>職場でのトラブル(賃下げ、解雇、配置転換、いじめ、採用など)でお困りの方に対し、解決のお手伝いをしています。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:00 ☎0798-26-3733</p> <p>西宮地方合同庁舎3階 西宮労働基準監督署内 (西宮市浜町7番35号)</p> 	<p>厚生労働省 外国人労働者向け相談機関</p> <p>労働条件等について、外国語(13言語)で電話相談いただける窓口です。言語により開設曜日が異なります。</p> <p>●外国人労働者向け相談ダイヤル Telephone Consultation Service for Foreign Workers</p> <p>●労働条件相談ほっとライン Working condition consultation hot line</p> <p>●外国人労働者相談コーナー Guide to Labour Bureaus with Foreign Workers Consultation Service (Adviser for Foreign Workers)</p>
<p>西宮市 労働相談室</p> <p>労働に関する様々な問題(賃金・退職金・労働災害・雇用保険など)について社会保険労務士が相談・助言を行います。秘密厳守、無料。書類の作成・提出など各種手続きの代行は行いません。</p> <p>相談日時:毎週火曜 15:00～19:00 第2・4土 13:00～18:00 ☎0798-32-7170</p> <p>勤労青少年ホーム2階 (西宮市松原町2番37号)</p> 	<p>厚生労働省 労働条件相談ほっとライン</p> <p>違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払い・残業などの問題について、専門知識を持つ相談員が対応。</p> <p>相談日時:月～金 17:00～22:00 土・日 9:00～21:00 ☎0120-811-610 (フリーダイヤル)</p> 	<p>Counseling Services and Hotlines in Foreign Languages</p> <p>https://www.check-roundou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html</p> 

女性活躍推進に、企業のメリットはあるのか。

機関投資家の視点、就活生の視点から見る最近の動向

企業が女性活躍推進に取り組むことで、どのようなメリットがあるのでしょうか。女性活躍の推進は、女性だけでなく、働く人の性別に関わらず組織全体に好影響を与えます。今回の記事では、企業の持続可能性にも関わる機関投資家等の視点と人材確保に直結する就職活動を行う学生（以下、就活生）の視点から、最近の女性活躍に関する動向を見てみましょう。

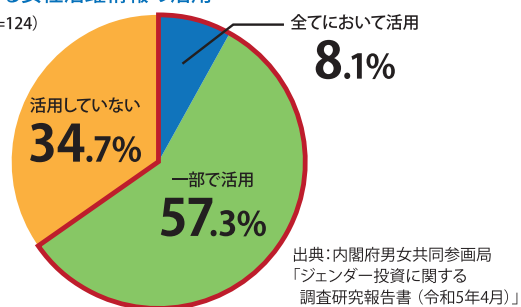
1 女性活躍に関する情報が機関投資家に活用されている

まず、機関投資家等の企業への投資判断において、女性活躍推進の情報がいかに活用されているかについて、内閣府男女共同参画局が実施した調査の結果から見てみましょう。

「投資判断に、企業における女性活躍の取り組みに関する情報や女性活躍の前提となる働き方改革等の情報を活用していますか。」との問いに対し、「一部で活用」を合わせると、65.4%の機関投資家等が情報を活用していると答えました。

投資判断における女性活躍情報の活用

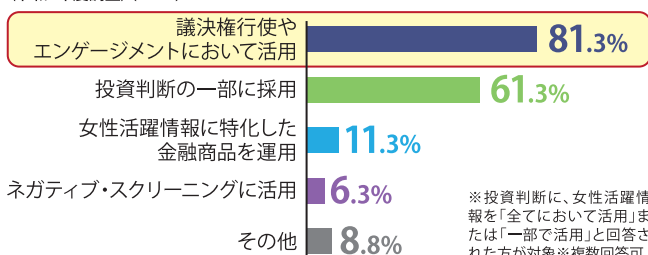
〈令和4年度調査〉(n=124)



次に、「女性活躍情報をどのように活用していますか」の問いに対し、「議決権行使やエンゲージメントにおいて活用」しているとの回答が81.3%となりました。

投資判断における女性活躍情報の活用用途

〈令和4年度調査〉(n=80)



出典:内閣府男女共同参画局「ジェンダー投資に関する調査研究報告書(令和5年4月)」

投資判断において女性活躍情報を活用する理由としては、「企業の業績に長期的には影響がある情報と考えるため」、「企業の優秀な人材確保につながると考えるため」が上位となりました。

また、同報告書には機関投資家に対するヒアリング調査結果も掲載されています(以下抜粋)。

Q: 企業の女性活躍推進の取り組みとして、どのようなものを評価しますか？

A: 取締役会のダイバーシティを評価しますが、そこから柔軟な働きかたや適切な報酬体系の運用に繋がるのが重要です。

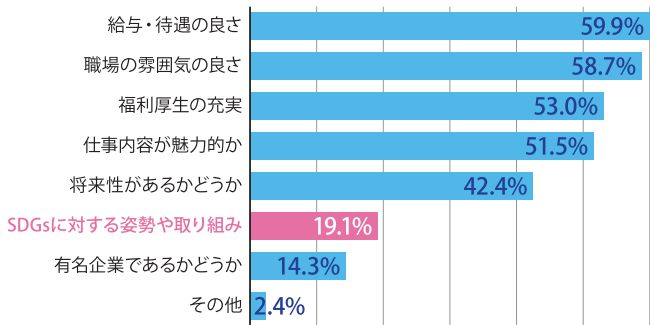
- ・女性管理職比率の上昇や、性別に関わらず、全ての社員が働きやすい環境整備が、企業イメージや採用力向上に寄与しています。
- ・男性の育児休業取得促進は、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の低減に役立つと考えています。男性も当然に育児休業を取得し、男性にもライフイベントがあると管理職が意識することで、キャリア形成や待遇等の男女差の解消に寄与するのではないかと考えています。

2 就活生は企業のどこを見ているか

次に、就活生からの視点を見てみましょう。最近の就活生が企業のこういったところを意識しているか、特にジェンダーに関する部分を取り上げてみていきます。

「就職先企業を選ぶ上で重視する点は何ですか。」の問いに対して、給与や待遇の良さ、職場の雰囲気の良い企業が上位を占める中、学生の約5人に1人が、SDGsに対する姿勢や取り組みを上げています。

就職先企業を選ぶ上で重視する点 (複数回答)

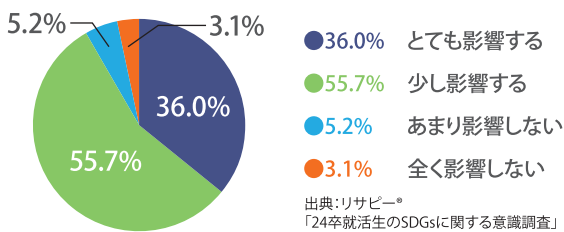


出典:リサビー®「24卒就活生のSDGsに関する意識調査」

「SDGsに対する姿勢や取り組み」と回答した就活生のうち半数以上が、「将来性のある企業だと判断できる」からと答えています。また、SDGsに対する姿勢や取り組みが、少なからず企業選びに影響があるという結果になっています。

実際に企業として取り組んでいるものがあれば、積極的に情報開示することで、良い人材の確保に繋がるかもしれません。

企業のSDGsへの取り組みは企業選びに影響するか



出典:リサビー®「24卒就活生のSDGsに関する意識調査」

最も関心の高いSDGsの目標はジェンダー平等の実現

就活生は、給与のジェンダー格差解消、女性管理職比率・男性の育児休業取得率上昇のための取組、様々なハラスメントの根絶、LGBTQに対する配慮など、ジェンダーに関わらずフェアな対応を企業に求めていると推測できそうです。



3 就活生の声

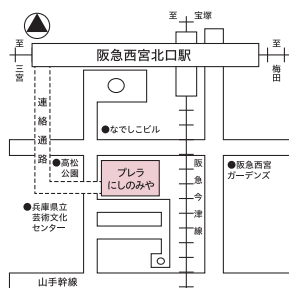
市の施策に協力していただいている現役の就活生数名に、企業のジェンダー平等の取り組みについてヒアリングを行ったところ、社員の性別割合やSOGI(性的指向や性自認)に関わらない福利厚生を注視していました。

また、ハラスメントが表面化している企業は、選択肢にすら入らないようで、少しでも優秀な人材を確保したいのであれば、ハラスメントが起きないよう企業風土から変えていく必要があります。

このように、機関投資家と就活生の視点からみても、女性活躍推進に取り組むことは人材確保にもつながることから、十分にメリットはあります。

ウェブでは西宮市内の企業・事業所向けに「女性活躍推進」に関する社内研修の講師派遣のサポートをします。お気軽にお問い合わせください。

西宮市男女共同参画推進課(西宮市男女共同参画センター ウェーブ)



女性のための相談室

女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室をご利用ください。

- 電話相談 TEL.0798-64-9499 月・木 10:00~12:00 13:00~16:00
- 面接相談 要予約 TEL.0798-64-9498 月・火・水・木・土 10:00~16:30
- 法律相談 要予約 TEL.0798-64-9498 第3金 14:00~17:00
- チャレンジ相談 要予約 TEL.0798-64-9498 毎月第2水 9:30~12:30

図書・資料コーナー

情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

- 閲覧:開館時間中 貸出:月~土 10:00~17:15



- 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 ■開館日時:1月4日~12月28日 9:00~22:00
- TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付日時:月~土9:00~17:15(日曜、祝日を除く)
- URL:https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html





外国人材の受入れをご検討中
or 受入れ中の事業主さまへ

外国人雇用 HYOGO サポートデスク

兵庫県では県内の事業主さまが外国人材を積極的に活用できるよう2020年4月30日に「外国人雇用HYOGOサポートデスク」を開設しました。このサポートデスクでは、事業主さまが抱える外国人材に関するさまざまな疑問・悩み・制度などに専門家が応えし、外国人雇用のサポートをします。

相談は無料。電話、メールでの相談と対面での相談有(予約制)。

※人材紹介は行っておりません。

住 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー12階 <ひょうご・しごと情報広場内>
●東海道本線JR「神戸」駅から徒歩3分
●地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅から徒歩約4分

TEL 078-366-1431 **FAX** 078-335-6033

MAIL gaikokujin-koyo@hpea.jp **URL** <https://supportdesk-hyogo.com>

受付時間 月曜日~金曜日 10:00~17:00 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く



外国人材において
こんな悩み
ありませんか?

- 外国人材を採用するうえで何から始めたらよいか知りたい
- 採用可能な職種や業種は?在留資格との関係は?
- 外国人留学生を採用する際の注意点は?
- 在留資格変更届等の入管手続き方法を知りたい
- 「技能実習生」や「特定技能」はどんな制度



ご存知
ですか?

障害者の法定雇用率引上げと 支援策の強化について

①障害者の法定雇用率が 段階的に引き上げられます (令和6年4月以降)

障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

②除外率が引き下げられます (令和7年4月以降)

③障害者雇用における障害者の算定方法が 変更となります

- 精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)
- 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

④障害者雇用のための事業主支援を強化 (助成金の新設・拡充)します (令和6年4月以降)

(以上は抜粋となります。詳しくは次をご覧ください。)

事業主のみなさまへ(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>



司書のオススメ



『本当はごはんを作るのが好きなのに、 しんどくなった人たちへ』

コウケンテツ/著 ひあ

仕事から帰ってきて、今日はごはんを作りたくない日もありますよね。自分の分だけでなく、家族の食事は栄養が偏らないかなど考えることがいっぱいです。



料理研究家のコウさんですら、毎日のごはん作りがしんどいときもあるそうです。毎日の苦勞を代弁してくれる、作る人の味方の一冊です。仕事帰りの晩ご飯の悩みもきっと軽くなりますよ。

(協力:西宮市立図書館)

編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労青少年ホーム

TEL:0798-35-5286 FAX:0798-34-7700

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.html>

ページ番号:74265377

